

平成22年3月11日  
財団法人インターネット協会-2  
違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル(第2回)

## 児童ポルノ流通防止協議会の活動

児童ポルノの流通防止対策に関係する事業者、児童ポルノの流通防止に取り組む民間団体、学識経験者等からなる「児童ポルノ流通防止協議会」が、平成21年6月に発足し、インターネット協会が事務局をつとめています。

なお、結果については、3月末に公表する予定です。

### 1)「リスト作成管理団体検討委員会」

児童ポルノの掲載アドレスや識別情報の提供等を行う「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体(仮称)」の在り方及びその運営やリスト作成管理に係るガイドラインについて検討を行っています。

### 2)「ブロッキング検討委員会」

ISPによるブロッキングについて、各種の手法に関して、我が国での導入に関する技術的・法的な課題を整理するための検討を行っています。

#### 構成員及びオブザーバ

会長野口京子(文化女子大学教授)、副会長苗村憲司(駒澤大学教授)、フィルタリングメーカー、プロバイダ、検索エンジン事業者、団体、弁護士、内閣官房IT担当室、警察庁、総務省、経済産業省など。

# 「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」の運用のイメージ



専門委員会

- 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の監督
- 運用ガイドラインの見直し 等

監督

情報提供元



警察庁

都道府県警察の捜査等による把握



IHC(※)

インターネット利用者からの通報

情報提供

児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体

アドレスリストの対象の範囲

特定のURL上に掲載された児童ポルノであって、次のいずれかに該当するもの

- ・サイト管理者等への削除要請を行ったが削除されなかったもの
- ・海外サーバに蔵置されているもの
- ・サイト管理者等への削除要請が困難であるもの 等

児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体が行う業務

- アドレスリストの作成
- アドレスリストの維持・管理
- アドレスリストの提供
- 統計情報の集計及び公表



アドレスリストの提供

アドレスリスト利用事業者

- ・ISP
- ・検索エンジンサービス事業者
- ・フィルタリング事業者 等



- ・ブロッキングの実施
- ・検索結果からの排除
- ・フィルタリングリストへの反映

※ IHC: インターネット・ホットラインセンター



サイト管理者等

アドレスリストからの除外要請